

郡山市新公会計制度と統一的な基準とは会計基準が異なることから、統一的な基準による財務書類の作成にあたり、勘定科目の組み替えや固定資産計上額の変更等を行っています。そのため、財務書類の計上額が郡山市新公会計制度で作成したものと相違します。

### 郡山市新公会計制度と統一的な基準の主な相違点

項目	統一的な基準	郡山市財務諸表作成基準
税金等収入の取扱い	税金を資本と捉え純資産変動計算書の「財源」として計上	税金を行政収入と捉え行政コスト計算書の「経常収支」に計上
国県等補助金収入の取扱い	国県等補助金を資本と捉え純資産変動計算書の「財源」として計上	国県等補助金を資本形成に寄与するものは資本と捉え純資産変動計算書に直接計上し、行政サービス活動に充当されるものは行政収入として捉え行政コスト計算書の「経常収支」に計上
有形固定資産の計上基準	原則として取得原価 取得原価が不明なものは原則として再調達価額 ※ただし、道路、河川及び水路の敷地については、昭和59年以前に取得したもの、取得価額が不明なもの、無償で移管を受けたものは原則として備忘価額1円で計上	原則として取得原価 ただし、取得原価が不明なものなどは評価額
勘定科目の取扱い	統一的な基準	郡山市財務諸表作成基準
建設仮勘定	事業用資産、インフラ資産各々の区分に分類し、事業用資産、インフラ資産各々の中で計上	事業用資産やインフラ資産とは別の区分で計上
リース資産	それぞれ対象となる資産の勘定科目に計上	「リース資産・リース債務取扱要領」に該当する資産及び負債に計上
無形固定資産	事業用資産やインフラ資産とは別の区分で計上	事業用資産、インフラ資産各々の区分に分類し、事業用資産、インフラ資産各々の中で計上
未収金、長期延滞債権	現年調定現年収入未済の収益及び財源を「流動資産」の「未収金」に計上（履行期限から滞納期間が1年未満） 滞納繰越調定収入未済の収益及び財源を「投資その他の資産」の「長期延滞債権」に計上（履行期限から滞納期間が1年以上）	現年調定収入未済及び滞納繰越調定収入未済のものを「流動資産」の「未収金」に計上

統一的な基準	比較	郡山市財務諸表作成基準
<p>全体財務書類の対象範囲</p> <p>一般会計            公共用地先行取得事業特別会計            荒井北井土地区画整理事業特別会計            富田第二土地区画整理事業特別会計            伊賀河原土地区画整理事業特別会計            徳定土地区画整理事業特別会計            大町土地区画整理事業特別会計            郡山駅西口市街地再開発事業特別会計            母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計            国民健康保険特別会計            後期高齢者医療特別会計            介護保険特別会計            駐車場事業特別会計            総合地方卸売市場特別会計            熱海温泉事業特別会計            工業団地開発事業特別会計</p> <p>水道事業会計            簡易水道事業会計            下水道事業会計            農業集落排水事業会計</p>	比較	<p>各会計合算財務諸表の対象範囲</p> <p>一般会計            公共用地先行取得事業特別会計            荒井北井土地区画整理事業特別会計            富田第二土地区画整理事業特別会計            伊賀河原土地区画整理事業特別会計            徳定土地区画整理事業特別会計            大町土地区画整理事業特別会計            郡山駅西口市街地再開発事業特別会計            母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計            国民健康保険特別会計            後期高齢者医療特別会計            介護保険特別会計            駐車場事業特別会計            総合地方卸売市場特別会計            熱海温泉事業特別会計            工業団地開発事業特別会計</p> <p>多田野財産区特別会計            河内財産区特別会計            月形財産区特別会計            舟津財産区特別会計            館財産区特別会計            浜路財産区特別会計            横沢財産区特別会計            中野財産区特別会計            後田財産区特別会計</p>